

保有車両数による申請上限 早見表

「保有車両数」とは、会費基礎となる4月現在で協会が把握している各社台数（被けん引車除く）を指します。

車両数	機器関係 ・安全装置 ・アイドリングストップ （蓄熱マット） ・アルコール検知器	研修関係 ・安全運転研修 ・人材育成研修 ・免許取得支援	・健康診断 ・運転記録証明	・ポスト新長期適合車
1～9両	その車両数まで	各3名まで		
10～34両	各10台まで	(1～34両)		
35両				
36両	各11台まで			
37両				
38両				
39両		各4名まで (35～44両)		
40両	各12台まで			
41両				
42両	各13台まで			
43両				
44両				
45両		各5名まで (45両以上)		
46両	各14台まで			
47両				
48両				
49両	各15台まで			
50両				
51両				
52両				
53両	各16台まで			
54両				
55両	各17台まで			
56両				
57両				
58両				
59両	各18台まで			
60両				
61両				
62両				
63両	各19台まで			
64両				
65両以上	各20台まで			

それぞれ配置車両数の1.2倍まで(小数点以下切上げ)

一律3両まで

※ ETC車載器助成及びドライブレコーダー機器等助成については、各社における会費請求根拠となる事業用自動車の数が上限となります。